

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号の一部改正
- ◇ 告 告 昭和四十八年度前期技能検定の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十八号

昭和四十四年十一月鳥取県告示第六百七十号(鳥取県技能検定協会が行なう一級及び二級の技能検定試験の手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実技試験の表を次のように改める。

検 定 職 種		手数料
製 網	鉄 溶 解	六千円
鑄 造	鑄 造	
鍛 造	金属熱処理	五千円
機 械 加 工	金属プレス加工	
鉄 工	板 金	四千円
電 気 ぬ つ き	仕 上 げ	五千円
アルミニウム陽極酸化処理		
機 械 検 査		四千円
ダイカスト		六千円
電子機器組立て		
電気機器組立て		五千円
車 両 装 装		四千円
船 舶 装 装		
時 計 修 理		

建築大工	更生タイヤ製造 プラスチック成形	印刷製版	木工機械調整 木型製作	メリヤス縫製 布はく縫製	寝具製作	和裁	紳士服製造 婦人子供服製造	メリヤス製造 染色	織機調整	縫製機械整備	光学ガラス研摩
四千元	六千元	五千元	四千元	五千元	四千元	五千元	四千元	五千元	四千元	五千元	

化学分析	車両現図製作 構造物現図製作 電気製図 機械製図 建築製図	熱絶縁施工 ガラス施工	スレート施工	鉄筋組立て	配管	畳製作	タイヤ張り	ブロック建築	築炉	左官	とび	かわらぶき
四千元	三千元	六千元	五千元	四千元	三千元	四千元	三千元	五千元	三千元	四千元	六千元	

田 章 彰 家	三十五
い す 張 り 表 紙 製 紙	四十
大日本業徳社	

### 公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和48年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和48年5月25日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 1 実施する検定職種

機械加工、機械検査、金属プレス加工、鉄工、電気めつき、プロック建築、鉄筋組立て、木工、木型製作、いす張り、機械製図、建築製図、電気機器組立て、左官、タイル張り、ガラス施工、畳製作、製版、塗装、広告美術仕上げ、印章彫刻、表具

#### 2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。

#### 3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行なう。

#### 4 試験の実施期日及び実施場所等

##### (1) 実技試験

##### ア 実施期日

昭和48年7月8日（日）から昭和48年10月7日（日）までの間に  
おいて、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行なう。

##### イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行なう。

##### ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和48年6月25日（月）に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

##### (2) 学科試験

##### ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行なう。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、機械検査、電気めつき、タイル張り、ガラス施工、木型製作、いす張り、製版、広告美術仕上げ及び印章彫刻	昭和48年9月30日（日）
金属プレス加工、鉄工、電気機器組立て、左官、畳製作、プロック建築、木工、機械製図、建築製図、塗装、表具及び鉄筋組立て	昭和48年10月7日（日）

##### イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行なう。

5 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受験申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市青葉町1丁目111 大佐古組ビル内

鳥取県技能検定協会 (電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和48年5月28日 (月) から昭和48年6月11日 (月) まで (郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受験申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受験案内書は、鳥取県技能検定協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受験申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒 (あて先を記入し、25円切手をはったもの) を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受験申請書在中」と朱書すること。

6 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料

ア 実技試験の受験手数料

機 械 加 工	種 類	手 数 料
機 械 加 工		5,000円

機 械 検 査	套	4,000円
金 属 プ レ ス 加 工	工	5,000円
鉄	工	5,000円
電 気 め つ き	工	5,000円
ブ ロ ッ ク 建 築	工	3,000円
鉄 筋 組 立	工	4,000円
木	工	4,000円
木 型 製 作	工	4,000円
い す 張 り	工	4,000円
機 械 製 図	工	3,000円
建 築 製 図	工	3,000円
電 気 機 器 組 立	工	5,000円
左	官	3,000円
タ イ ル 張 り	工	4,000円
ガ ラ ス 施 工	工	6,000円

量	製	作	4,000円
製	版		5,000円
塗	装		4,000円
広	告	美、術	仕
		上	げ
印	章	彫	刻
			具
			4,000円

1 学科試験の手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受験申請を受けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和48年11月6日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和48年11月上旬の県公報で公告するほか、

合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。